

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策の対応方針（Ver1.1）

一般社団法人みやぎ連携復興センター

代表理事 木村正樹 石塚直樹

1. 目的

1-1. 当センターは、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大・長期化する懸念を踏まえ、職員及び関係者の安全確保及び事業継続、ならびに感染症拡散を抑止する社会的責任を果たすため、以下のとおり対応する。

2. 対応方針

2-1. 当センター職員への対応

- 1) 出退社の通勤ピーク時を回避した通勤を推奨する
- 2) 出社に不安がある職員、及び中学生以下の扶養家族を持つ職員を対象に、一部テレワーク（在宅勤務）を可能とする
- 3) 事業関係者との物理的接点を回避するために、オンライン会議ツールの活用を推奨する
- 4) 不要不急の外部研修等への出席は当面見合わせることにする
- 5) マスクやアルコール消毒液等、業務上必要な感染防止に係る備品は感染症の影響が長期化する懸念を踏まえてセンターで必要数を備蓄する

2-2. 当センター職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応

- 1) 当センター職員の感染が発覚した時点で全職員を自宅待機とし、検査を受ける
- 2) その後の対応は常務理事・事務局長が感染症法等に則り代表理事と確認・決定の上、指示する

3. 感染・拡散予防対策

- 1) 常務理事・事務局長は代表理事が定めた本対応方針に基づき、組織の継続と経営の安定を目指した組織運営を行う
- 2) 総務担当は常務理事・事務局長の指示のもと、本件への対応実務を推進する
- 3) 体調に異変がある職員は常務理事・事務局長にその旨報告の上出社を控える。宮城県と仙台市が設置する新型コロナウイルス感染症に関する健康電話相談窓口（コールセンター）に相談し、その結果を常務理事・事務局長に報告する（電話番号：022-211-3883 受付時間：24時間対応）
- 4) 当センター職員は、事務所において席エチケットを守るとともにマスク着用を必須とする
- 5) 当センター職員及び当センター事務所への来客者は、消毒・手洗いを推奨する
- 6) 当センター職員は、打合せ先や3密環境（①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声がある）においてマスク着用を義務付ける
- 7) 当センター事務所及び会議室は、定期的に換気と除菌（ドアノブ等）を行う
- 8) 当センター職員は、職員の長期休暇やテレワークに備えた準備（オンライン会議ツール習熟、テレワーク（在宅勤務）による事業継続環境の構築、有事の役割分担等）に努める

4. 対象期間

2020年4月1日（水）～2020年5月31日（日）

状況を鑑み、内容及び期間は更新するものとする。

以上